

4・4 その他諸国・地域の対応

4・4・1 EU

2003年7月、欧州委員会は、税関規則改正案についてのワーキングペーパーを発表した。同改正案には貨物情報の電子的事前申告制度が含まれているが米国の制度と異なる点がある。米国の規則との主要な相違点としては、以下が挙げられる。

- ・ コンテナ貨物に限らず全ての輸出入貨物を対象にしている点
(米国の24時間規則の対象は外国から米国への輸出に係るコンテナ貨物のみ)
- ・ 事前申告の期限を通関手続きの24時間前としている点(米国規則は貨物の船積み24時間前)

欧州委員会は独自のコンテナ貨物保安対策導入を進める米国との間で協調による対策構築を模索していたが、2004年4月に既存のEU-米国税関協力協定を拡充の上延長することで双方が合意、コンテナ貨物に対する保安対策に係る連携を強化することとなった。

米欧における制度上の相違点は船社等関係者に過度の負担を強いるものとなり混乱を招く恐れもあることから、ECSA(欧州共同体船主協会)は、米国等の制度との整合性が図られるよう求めている。

4・4・2 カナダ

2003年4月、カナダ税関・歳入庁(Canada Customs and Revenue Agency: CCRA)は、海上貨物情報の事前申告制度を2004年4月から導入すると発表した。同制度は、米国が既に導入している24時間前申告制度と類似のもので、貨物の種類によって以下のタイムフレームとなっている。

- ・ コンテナ貨物 : 外国港での船積みの24時間前
- ・ バルク貨物 : カナダ到着の24時間前
- ・ 上記以外の貨物 : 外国港での船積みの24時間前(但し、当局の許可があればカナダ到着の24時間前)

その後、カナダ国境サービス庁(旧税関・歳入庁)は、2004年4月19日から上記内容の事前申告制度を実施している。